

令和2年度事業報告

I 法人の概況

1 設立年月日

昭和60年4月（労働大臣許可）

平成22年3月（公益財団法人移行）

2 定款に定める目的

本公益財団は、労働問題に関し、理論又は政策の両分野にわたる調査研究を行い、その成果の普及啓発に努めるとともに、労働問題に関する調査研究を助成し若しくは奨励し、又はこれらの調査研究に関する国際間の交流を促進することにより、労働問題に関する調査研究の振興を図ることを目的としている。

3 定款に定める事業内容

- (1) 労働問題に関する調査研究の実施
- (2) 労働問題に関する調査研究に対する助成
- (3) 労働問題に関する図書又は論文の表彰
- (4) 諸外国との間における労働問題研究者の交流
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 主たる事務所の状況

東京都千代田区平河町2丁目3番10号ライオンズマンション平河町503

5 役員等に関する事項

[評議員]

冲永 寛子	(非常勤)	(学) 帝京大学常務理事
加藤 丈夫	(非常勤)	(独) 国立公文書館館長
櫻井 龍子	(非常勤)	元最高裁判所判事
菅野 和夫	(非常勤)	東京大学名誉教授
山根木 晴久	(非常勤)	日本労働組合総連合会総合組織局総局長

[代表理事]

冲永 佳史	(非常勤)	帝京大学学長、(学) 帝京大学理事長 (公財) 労働問題リサーチセンター会長
青木 豊	(常勤)	(公財) 労働問題リサーチセンター理事長

[理事]

久谷 與四郎	(非常勤)	労働評論家 (元読売新聞論説委員)
諏訪 康雄	(非常勤)	法政大学名誉教授
樋口 美雄	(非常勤)	(独) 労働政策研究・研修機構理事長

[監事]

吉野 次郎	(非常勤)	(株) 北星コーポレーション顧問 (元 (株)北洋銀行副会長)
河西 吾郎	(非常勤)	元 (公財) 介護労働安定センター監事

○ 役員及び評議員の報酬に関する規程 (別紙 1)

II 事業の状況

令和2年度においては、前年度に引き続いて、「調査研究事業」、「調査研究助成事業」及び「労働関係図書・論文の表彰事業（沖永賞）」を企画委員会の審議を経て実施した。

1 調査研究事業

令和2年5月末開催（新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、文書開催）の令和元2度企画委員会における審議を踏まえ、常設の研究会による調査研究及び委託調査研究を進めた。

(1) 常設の研究会による調査研究活動

① 21世紀労働法研究会による調査研究の実施

21世紀労働法研究会（別紙2（1））は学識者を中心に平成19年度に設置したもので、労働問題に関する政策課題を長期的かつ総合的な視点から把握し、その法的側面について問題点の整理を行い、政策方向について提言等を行うことを目的に、研究活動を実施してきている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、開催を見合わせた。

また、平成25年度に設置した、労働関係法令の立法経緯等に関する資料の収集等を目的とする部会、（別紙2（2））についても、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、開催を見合わせた。

② 人事・労務管理研究会による調査研究の実施

人事・労務管理研究会（別紙2（3））は学識者を中心に平成23年度に設置したもので、少子高齢化やグローバル化、非正規労働者の増大等によって大きく変わろうとしている人事労務管理について、職場で生じている実情を調査するとともに、これからの人事労務管理のあり方を検討し、必要があれば提言等を行うことを目的に、研究活動を実施することとしている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、開催を見合わせた。

③ 新労働政策研究会による調査研究の実施

新労働政策研究会（別紙2（4））は学識者を中心に令和元年度に新たに設

置したもので、キャリア権を軸として労働政策の大きな方向付けを考え、雇用労働政策への具体的な反映を図ることを目的に、研究活動を実施することとしている。令和2年度は「中間とりまとめ」を行うとともに、「中高年、シニア層の雇用・就労問題」、「これからの時代におけるキャリア支援」について委員からのプロポーザルを受け、討論を行うなどオンライン形式で2回開催した。

(2) 調査研究の委託

次のテーマについて別紙2(5)の諸先生に研究を委託した。

① 「激変する雇用環境と労働法・労働政策の課題」

(主査：荒木尚志 東京大学大学院教授)

コロナ禍の勃発により、雇用環境は大きく変容した。政府の緊急事態宣言により、通常の労務提供自体が困難となった。そこで、テレワーク等の、従来より課題とされてきた新たな就労形態が多くの企業で否応なく採用されることとなった。そして、このような非常事態が常態化することもあり得る状況となり、仕事の仕方自体が大きく変容する可能性がある。事業場での就労を前提に構築されてきた労働基準法等の伝統的労働法の規制システムが新たな対応を必要とするとはいうまでもない。より根本的には、従来の集団的組織的就労を前提にしていた雇用関係が、業務をタスクに分解し、個々の役務提供者がオンラインでつながってタスクを遂行するようなシステムに移行することになるかもしれない。これはメンバーシップ型雇用といわれた日本の雇用システムを大きく変容させる可能性もある。

また、コロナ禍により労務提供が不能となった労働者に対しては経済的補償措置が取られることとなったが、雇用調整助成金のように使用者を経由した労働者保護の施策の課題も浮上している。さらに、労働者とは見なされていないフリーランスや独立自営業者の就業不能状態にたいする経済的補償も問題となった。これらは使用者を起点とする労働政策の実効性について再考を迫るとともに、国家が労働者に対して直接的なセーフティーネットを提供するとすると、労働者以外の経済的社会的弱者に対する施策との異同が問題となることをも示している。社会的弱者に対するセーフティーネットの再編を広い視野から捉えて検討すべき課題が提起されているといえよう。

しかし、こうしたコロナ禍によって引き起こされた雇用環境の急激な変化と課題は、持続的に展開しつつある大きな社会経済構造の変化と結びついている。新たな就労形態は情報技術革新やDigitalizationの進展を背景としており、また、働き方改革として論じられてきた課題とも通底する。セーフティーネットの再編も、雇用類似就業者に対する法政策上の対応として議論されてきた課題であり、また、労働法政策と社会保障法や経済法、税法等の関連諸法政策の調整・協働問題として認識されている課題である。今般のコロナ禍が世界規模で生じた災禍であり、諸外国

でも同様の課題に直面し対応を迫られていることは言うまでもないが、その底流にある雇用環境を変容させる社会経済構造の変化も諸外国に共通の課題である。

そこで本プロジェクトでは、以上のような雇用環境の急激な変容の中で浮上している喫緊の労働法上の諸課題、およびそうした課題の底流にある雇用環境に変容を迫る大きな構造変化に由来する諸課題について、日本及び諸外国における問題状況を分析し、法解釈論上および法政策上の課題を検討した。

② 「高齢者の雇用継続推進にかかる職域開拓に関する調査研究—高齢者の労働力流動化をめぐる現状と課題—」

(主査：鬼丸朋子 中央大学教授)

政府は、人生 100 年時代に向けての準備という視点から、高齢者が希望すれば生涯出来る限り長く働くことができるような環境づくりを重要課題と捉え、年金制度改革など社会保障改革と併せて高齢者雇用対策の強化を図っている。とりわけ雇用年齢については、70 歳以上を目指して延伸させるべく高齢者雇用安定法の改正が図られたところである。

しかし、定年後の高齢者雇用の実態を見ると、現役当時と比べ仕事内容や企業における位置づけの重要性などが軽くなるなど、処遇条件も含め高齢者の満足感が得られているとは言い難いなど多くの問題点が指摘される。また、今回の法改正では、定年延長や再雇用等の継続雇用だけでなく、他企業への移籍、開業・自立の支援、社会活動参加など多様な選択肢を位置づけているが、それらの実効性はどうか。出向転籍などによる身分転換について労働移動支援についての問題点はどうか。さらに、AI 等の新技術が進展する中で、既存の職務や作業方法等の変化も大きく、従来確保されたような職域が縮小するとともに、新技術に適応できない高齢者については、雇用機会が大きく狭まることも懸念される。

このため、本年度においては、継続雇用・他企業への移籍等における職域開拓や就業条件・環境等の実情についての企業ヒアリングを行うとともに、とくに労働者には雇用延長には多彩な評価が見られることから、労働組合を対象にしたアンケート調査を行った。このほか、昨年度までの新技術関係の調査研究の成果も踏まえつつ、既存の調査研究ないし著作等の文献を収集し、これらをもとにした問題点の析出及び整理を継続して進めた。

2 調査研究助成事業

「調査研究に対する助成事業実施要綱」に基づき、令和 2 年 7 月 16 日に開催(新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、オンラインで実施)した令和 2 年度調査研究助成審査委員会における慎重な審査の結果に基づき、次の調査研究について助成した。

① 「高齢者雇用確保政策と税・社会保険料の増収効果に関する実証分析」

(研究者：足立 泰美 甲南大学経済学部教授

共同研究者：北村 智紀 東北学院大学経営学部教授

[研究の趣旨]

本研究の核心をなす学術的「問い」は、少子高齢化を背景とした勤労者層の減少と税・社会保障負担の増加によって生じる企業・家計の行動変化を踏まえ、高齢者層への雇用確保政策の促進が、税・社会保険料の増収に繋げることができるかを明らかにすることである。政策的には、公的年金の支給開始年齢の引き上げや給付水準の低下によって公的年金の役割の縮小化が進むなかで、老後の生活保障の確保を目指して、退職給付制度（一時金・年金）による補完と「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」による就業継続が実施されてきた。そこで、本研究の目的は、一連の雇用確保政策が、社会保障関連費用の抑制と税・社会保険料の増収効果があるかを実証的に明らかにする。

② 「障害者の福祉的就労に関する課題分析—就労継続支援 B 型事業所における「就労移行」に対する実態調査を中心に—」

(研究者：松清 あゆみ 東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野特任教授)

共同研究者：西田 玲子 東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野特任研究員)

[研究の趣旨]

本研究は、障害者が福祉的就労にとどまり、一般就労につながらない背景を明らかにするため、福祉サービスにおける就労支援の取り組みの正確な実態把握を目的とする。本研究では福祉的就労の中でも多数の利用者を擁する B 型事業所に焦点をあてる。B 型事業所は、通所により障害者へ就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般の雇用等への移行を支援する機関であるが、生産活動として働く実態があっても雇用契約がないため労働者とみなされておらず、収入も非常に低い。それでも利用登録者は年々増加しており、利用者の背景やニーズ、障害特性も多様化している。その結果多岐にわたる役割が課せられるが、職員は一般的に福祉専門職が多いため、実際には一般雇用に向けた取り組みができていない B 型事業所も多く存在する。そこで、本研究では B 型事業所の就労の取り組みとして実際は何が行われているのかを正確に把握するため、アンケートとヒアリングによる調査研究を計画した。また、国内の実態調査をふまえ、既存制度の枠組みを超えた、障害者就労を支援する組織としてのあり方を多方面から検討するため、海外の事例(台湾)を調査し、参考にする。

③ 「社会運動を経験した若年層によるキャリア選択としての「自営業」

(研究者：富永 京子 立命館大学産業社会学部准教授)

[研究の趣旨]

本研究の目的は、若年層の社会運動経験者がおこなうキャリア選択としての「自営業」が示唆する労働の新たな可能性と課題を明らかにすることである。2000年代以降、特に20代・30代において学生運動、労働運動といった社会運動を経験した若年層が、学習塾、飲食店などの経営、あるいは所謂「一人親方」として家屋のリホームや引っ越しを請け負う事例が全国各地で見られる。しかし、社会運動に従事していた若年層は、なぜ敢えていま「自営業」という働き方を選ぶのか。彼らの多くは1980年代後半から1990年代に生まれた大卒者であり、新卒者の就職の状況が回復した頃に大学を卒業しており、企業の被用者として生活するキャリア選択も選択可能であったはずである。また、労働運動に従事した若者たちにとって、自営業を選択することの不安定性は自明であるはずだ。であれば、なぜ彼らは不安定な自営業という働き方に、さらに言えば熟練職・非熟練職・販売職という、言わば衰退しつつある職種に希望を求めるのか。本研究は、この問いを明らかにすることにより、社会運動論・若者論の先行研究に貢献するとともに、「若者による自営業」という媒介を通じた社会運動と労働問題との結節点を探るものである。

④ 「外国人労働者受入をめぐる政策過程—政治的クライエントリズムの実証分析—

(研究者：高谷 幸 大阪大学人間科学研究科准教授)

共同研究者：樋口 直人 早稲田大学人間科学部教授)

[研究の趣旨]

改正入管法は、特定技能という在留資格により外国人ブルーカラー労働者を公式に受け入れる初めての試みである。しかし新入管法は業種別に技能実習からの連続と断絶の両面がある。何がこうした処遇の違いを生み出すのだろうか。政策は、労働市場の反映にとどまらず、それを具体的な制度に変換する政治過程の産物である。そこで本研究では、業界団体、政治家や省庁の動きを踏まえたミクロ的な分析枠組みをもとに、新たな移民受入体制をめぐる政策過程を分析する。具体的には、政治家、官僚、業界団体、労働組合、審議会委員に対するインタビュー調査を行い、業種ごとに労働者の処遇に差をつける制度ができた要因を解明する。

⑤ 「訪問介護・看護現場における新型コロナウイルス対策の課題—介護職・看護師・福祉職の労働環境悪化と経営環境の変化に関する実態調査」

(研究者：高橋 幸裕 尚美学園大学専任講師)

共同研究者：伊藤 直子 大東文化大学スポーツ・健康科学部講師
角 能 明治学院大学社会学部非常勤講師
林 和秀 立教大学大学院コミュニティ福祉学研
究科博士課程後期課程

[研究の趣旨]

新型コロナウイルス感染症の下、訪問介護・看護現場では、訪問介護員、訪問看護師、福祉職、居宅専門員は、マスクや消毒用品等が不足し、かつ知識面・技術面の感染対策も乏しい状態で、命の危険を冒しながら介護保険を利用する高齢者を支援し続けた。同時に利用者側が感染リスクを下げるためにサービス利用を手控える等、事業所の経営にも大きく影響を及ぼす状態となっている。本研究ではこれらを訪問介護・介護現場における新たなリスクマネジメントとして捉え、コロナウイルス禍に対する専門職と事業所の対応策について記録するだけでなく、職業的脆弱性を労働問題として捉え課題解決を目指す基礎的資料とする。このため、訪問介護・看護現場で働く事業所責任者や日本ヘルパー協会などの職能団体に対して聞き取り調査を実施する。

3 労働関係図書・論文の表彰事業（冲永賞）

令和3年1月20日開催(新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、オンラインで実施)の令和2年度冲永賞審査委員会における慎重な審議の結果に基づき、次の図書3点を表彰した。

図書

『外国人労働者と法—入管法政策と労働法政策』

早川 智津子（佐賀大学教授）著

発行所 信山社出版

(本書の概要)

本書は、外国人労働者をめぐる法政策に関して、入管法政策と労働法政策という、理念を異にする2つの法政策が存在することを基本的視点として示したうえで、両者の視点の調和や調整を図る必要があるという立場から、外国人労働者をめぐる日本の入管法と労働法の展開内容について分析し、評価を加えるものです。また、日本法の課題に対応するうえで参考になるものとして、アメリカ合衆国の移民法と労働法の動向を検討し、それらを踏まえて日本法への示唆を導いています。

本書では、まず第1部「外国人労働政策の視点」で、外国人労働者をめぐる法政策においては、いかなる外国人を受け入れるかという「選択」の理念の実現を担う入管法政策と、受け入れた外国人の自国民との平等取り扱い

いという「統合」の理念の実現を担う労働法政策があり、両政策の調整や調和を図る必要があることを指摘します。

そのうえで、第2部「日本法の状況」では、2018年の入管法改正をめぐる動きや、様々な局面で積み上げられてきた外国人労働をめぐる判例の動向を丁寧にフォローするとともに、入管法と労働法のハイブリッドといえる技能実習法により規律がなされることになった外国人技能実習制度の分析・検討を行っています。それにより、入管法においては、国内の労働市場への影響を判断して外国人労働者の受け入れの可否を判断するしくみが不十分であること、労働法においては、外国人差別問題への法的な対応や労働市場法における外国人の特質を考慮した対処が不十分であることなどを指摘し、これらが現在における日本法の課題であると述べています。

こうした日本法の課題への対応に参考になるものとして、第3部「アメリカ法の検討」をおこなっています。まず、アメリカ合衆国の入管法について、外国人の入国許可が国内労働市場に悪影響を与えるかどうかをチェックする労働証明制度について詳細に検討しています。また、同国の労働法については、出身国及び国籍による雇用差別の禁止、失業保険などの労働市場法制における外国人労働者をめぐる法規律等について検討を行っています。これらの検討をふまえて、日本法への示唆として、日本型労働証明制度の導入が考えられることや、外国人差別の特色を考慮した差別禁止の手法を検討すべきことなどが挙げられています。

本書は、これまで入管法と労働法のそれぞれで検討されてきた問題を、両法分野を包摂する視点から、比較法的研究も踏まえて総合的に検討したパイオニア的な研究であり、理論面において、また、近年急速に展開した外国人労働者の受け入れ制度や統合の手法を吟味する政策面において、有意義な貢献をなす著作といえます。

『日本の労働法政策』

濱口 桂一郎（労働政策研究・研究機構 労働政策研究所長）著

発行所 労働政策研究・研修機構

（本書の概要）

本書は、第1部「労働法政策序説」で、総論的検討を行った後、第2部「労働市場法政策」、第3部「労働条件法政策」、第4部「労働人権法政策」、第5部「労使関係法政策」で、各領域に属する労働立法過程を詳細に跡づけ、分析を加えた1000頁を超える大著です。本書は、次の点において、労働関係に関する従来の研究書にはみられないオリジナルな貢献をなす作品と評価できます。

第1に、本書は労働法政策の全領域を網羅して、これを通史的に詳細に、かつ正確に跡づけた点において、類書を見ないものです。しかも、これだけ

広範な領域を対象としていながら、要点をコンパクトに描き出すことに成功しており、労働法政策研究における著者の並々ならぬ力量を示しています。

第2に、本書は、労働立法の政策決定プロセスに焦点を当てて、政労使というプレーヤー間のせめぎ合いのなかでどのように労働政策・労働立法が決定され、展開されていったのかをダイナミックに解き明かしている点で、類書を見ないものです。

第3に、その立法プロセスにおけるプレーヤーの行動をたどるだけでなく、重要な政策転換をもたらした要因は何であったのかについて、労働行政に通暁した著者にして初めて可能となるような分析・評価を随所で行っている点でも類書を見ないものです。特に、政労使の政治的な文脈における行動やその背景を摘示していること、また、国際的視点を持って日本の労働立法の展開を客観的に評価していることなどは、特筆すべき本書の特長といえます。

第4に、以上のような労働法政策の詳細な各論的検討の総論ともいえるべき議論を第1部において「労働法政策序説」として展開している点も筆者のオリジナルな学術的貢献といえます。

1980年代後半以降、労働法は立法の時代に入ったと言われますが、雇用社会の変容の速さは労働立法のスピードをも加速させています。そうした現代にあって、労働法政策立案から実行にいたるプロセスに着目し、これに政労使それぞれのプレーヤーの立場を深く吟味し、また、これを取りまく政治・経済・国際情勢を俯瞰する視点からの評価を加えつつ、法政策研究に不可欠の法律学の観点をも踏まえて分析した本書は、今後の労働法政策の展開を考える上での必読文献ともいえ、学界の貴重な共有財産をなすものと評価できます。

『戦争と社会的不平等—アジア・太平洋戦争の計量歴史社会学』

渡邊 勉（関西学院大学教授）著

発行所 ミネルヴァ書房

（本書の概要）

本書は、戦争が社会的不平等に及ぼす影響を日本の経験をもとに明らかにしようとするものです。具体的には、職業階層や職業移動に焦点を当てた社会調査の個票データを計量的に分析することによって、この課題を達成しようとしています。

本書の研究方法上の特徴は、社会階層と社会移動全国調査（いわゆるSSM調査）の1955年から2005年まで6回分の調査データを統合し、同調査が継続的に蓄積してきた職業経歴に関する個票データを分析することにより、集計データの分析や個別事例の叙述的研究では実現できない精緻な分析を可能にしていることです。このデータを活用することにより、

様々な関連要因を統制した上で、戦争が人々にどのような影響を及ぼしたかを明らかにしています。これを可能にするために、著者は、膨大な数の個票データの合併・整備に多大な労力を投じています。また、本書では、1981年に当時の雇用促進事業団・雇用職業総合研究所（現在労働政策研究・研修機構）が実施した第2回職業移動と経歴調査の個票データの分析も行っています。

これらのデータを用いたさまざまな分析の結果、本書は、戦争が社会的不平等のありかたに及ぼした影響を多岐にわたって解明しています。たとえば、1) 生まれ年によって徴兵される確率が大きく異なったこと、2) 1941年以後、対米英戦争開始によって戦況が激化すると、一面で職業階層による徴兵確率の差は小さくなるが、管理職・専門職など上層ホワイトカラー層は、徴兵確率が低かったこと、3) 徴兵経験がある者は、終戦直後の時期には低い階層帰属意識をもっていたが、1955年くらいまでの時期には、そうした格差は、解消したことなど、重要な指摘を行っています。これらの分析を総合して、著者は、「戦争は社会を平等化させる」側面の重要性を認めつつ、「特定の階層の人々は強固に守られ、不平等が維持された」側面があることを指摘しています。

労働や職業に関わる社会的不平等を考察する際には、賃金や所得 におけるそれが問題とされることが多いわけですが、本書は、徴兵されやすさや、それと関連する死亡率の高さなど、金銭的報酬に還元されない諸要素にも着目するとともに、それらの事象の連関が戦後長きにわたる人々の生活に及ぼした影響にまで射程を伸ばしたスケールの大きな歴史社会学的研究であり、その精緻な分析手法とあいまって、今後さまざまな分野で参照されていくことになるかと予想されます。

4 その他

(1) 理事会・評議員会の開催

第23回評議員会	令和2年6月15日	書面による同意
第24回評議員会	令和3年3月15日	書面による同意
第29回理事会	令和2年5月27日	書面による同意
第30回理事会	令和3年3月15日	書面による同意

(2) 企画委員会・審査委員会の開催

令和2年度企画委員会	令和2年6月10日	書面による審議
令和2年度調査研究助成審査委員会	令和2年7月16日	オンラインで開催

令和2年度冲永赏审查委员会

令和3年1月20日 オンラインで開催

(別紙 1)

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人労働問題リサーチセンターの役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、本俸、通勤手当及び賞与を支給する。

2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）のうち代表理事及び監事に対しては、非常勤役員手当を支給する。

3 非常勤役員（代表理事及び監事を除く。）が理事会又は評議員会に出席する場合には、1日につき20,000円の出席謝金を支給する。評議員が評議員会に出席する場合も同様とする。

(報酬の月額等)

第3条 常勤役員の本俸の月額は、750,000円までの範囲内で評議員会が別に定める額とする。

2 非常勤役員手当の月額は、代表理事の場合にあっては300,000円までの範囲内において、監事の場合にあっては50,000円までの範囲内において、評議員会が別に定める額とする。

(報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

5 非常勤役員手当の計算については、第1項から前項までの例による。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用する常勤役員に対し、1ヶ月の通勤に要する運賃等に相当する額を支給する。

2 前条第4項の規定は、通勤手当の計算に準用する。

(賞与)

第6条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に

それぞれ在籍する常勤役員に支給する。

2 賞与の総額は、本俸の月額の3ヶ月分とする。

(報酬の支払方法)

第7条 役員及び評議員に対して支給する報酬は、法令に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額をその役員の指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより支払うものとする。

(報酬の支給日等)

第8条 第2条第1項及び第2項の報酬(賞与を除く。)は、毎月22日にその月額を支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い支給可能な日に支給する。

2 常勤役員に対する賞与の支給日は、基準日が6月1日に係るものについては同月29日、基準日が12月1日に係るものについては同月15日とし、その支給割合はそれぞれ1.5ヶ月分とする。ただし、その支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い支給可能な日を支給日とする。

(退職手当)

第9条 常勤役員が退職(死亡による退職を含む。次項において同じ。)した場合には、その者(死亡により退職した場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、常勤役員の在職期間(常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの年月数による。)1年につき当該退職した日における俸給月額に相当する額として計算(在職期間に1年未満の端数があるときは、当該期間については月割りにして計算する。)し、その合計額の範囲内において、評議員会が定める額とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別紙 2)

令和 2 年度 調査研究会委員一覧

(1) 21 世紀労働法研究会

中心メンバー

主査	菅野 和夫	東京大学名誉教授
	阿部 正浩	中央大学教授
	荒木 尚志	東京大学教授
	稲上 毅	東京大学名誉教授
	北浦 正行	(公財) 日本生産性本部参与
	諏訪 康雄	法政大学名誉教授
	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	仁田 道夫	東京大学名誉教授
	濱口桂一郎	(独) 労働政策研究・研修機構労働政策研究所長
	水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(2) 21 世紀労働法研究会部会

主査	菅野 和夫	東京大学名誉教授
	稲上 毅	東京大学名誉教授
	仁田 道夫	東京大学名誉教授

(3) 人事・労務管理研究会

中心メンバー

主査	今野浩一郎	学習院さくらアカデミー長
	上野 隆幸	松本大学教授
	梅崎 修	法政大学教授
	佐藤 厚	法政大学教授
	西村 孝史	首都大学東京准教授
	村木 太郎	(社福) 南高愛隣会理事 (一社) 若草プロジェクト統括理事

(4) 新労働政策研究会

中心メンバー

主査	諏訪 康雄	法政大学名誉教授
	石川 茉莉	(独) 労働政策研究・研修機構 アシスタント・フェロー
	岩田 克彦	(一社) ダイバーシティ就労支援機構代表理事

宇佐川邦子 (株) リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンター長
岡崎 淳一 東京海上日動火災保険顧問
酒光 一章 (元) 厚生労働省 政策統括官
下村 英雄 (独) 労働政策研究・研修機構
キャリア支援部門主任研究員
山田 久 (株) 日本総合研究所 副理事長

(5) 委託研究

「激変する雇用環境と労働法・労働政策の課題」

主査 荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
池田 悠 北海道大学法学部准教授
石崎 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
植田 達 常葉学園大学法学部専任講師
神吉 知郁子 東京大学法学政治学研究科准教授
桑村 裕美子 東北大学法学部准教授
河野 奈月 明治学院大学法学部准教授
島村 暁代 立教大学法学部准教授
高橋 奈々 東海大学法学部講師
仲 琦 労働政策研究・研修機構研究員
土岐 将仁 岡山大学法学部准教授
富永 晃一 上智大学法学部教授
成田 史子 弘前大学人文学部講師
朴 孝淑 神奈川大学法学部准教授
長谷川 珠子 福島大学行政政策学類准教授
山川 隆一 東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究協力者

日原 雪恵 東京大学大学院法学政治学研究科助教
石黒 駿 東京大学大学院法学政治学研究科助教
黄 若翔 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
梁 閔閔 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
呉 哲毅 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程

「高齢者の雇用継続促進にかかる職域開拓に関する調査研究—高齢者の労働力流動化をめぐる現状と課題—」

主査 鬼丸 朋子 中央大学経済学部教授
末広 啓子 目白大学教授

中村 章 産業社会研究センター代表
田島 博実 産業社会研究センター 主任研究員
内野 亘 (公財) 日本生産性本部 統括本部部長
加藤 孝 (公財) 日本生産性本部 統括本部研究主幹
竹内孝太郎 (公財) 日本生産性本部総合政策部社会政策
グループ研究員

事業報告の附属明細書

1 定款で定める事業内容について補足すべき重要な事項

なし

2 事業の状況について補足すべき重要な事項

なし

3 許認可について補足すべき事項

なし

4 事業の実施状況についての補足すべき事項

なし

5 役員会等に関する補足すべき事項

なし

6 正味財産増減の状況並びに財産の増減の推移についての補足すべき事項

基本財産並びに事業安定資金及び管理運営資金に関する規程に基づき事業安定資金の取崩しを行った。